

---

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問いたします。

初めに、視覚障害者の情報取得について質問いたします。

全ての障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。

ただ、今でも視覚障害者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦労があります。内閣府のホームページにも以下のように記載されています。「視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があります」と。

音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードです。18ミリ角の中に、日本語（漢字仮名交じり）で800文字のテキストデータを記録することが可能です。印刷物にコードの普及などを付与する場合、端に「切り欠き」を入れる必要があります。この切り欠きによって、視覚障害者はコードの位置が分かるようになっています。

音声コードを音声情報とするためには、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」が必要となりますが、当装置については、厚生労働省の事業において市町村から障害者に普及されるようになっていきます。現在では、同装置を使用しなくても、スマートフォンアプリで簡単に音声コードを読み取ることができるようになっています。音声コードは、視覚障害者や、他の疾病、高齢化などで文字が読みづらい方々にとって大変に役立つシステムと考えられます。

先進自治体事例として、東京都世田谷区が全世帯に音声コードを付して選挙の投票所入場券を配布しました。また、練馬区では、視覚や識字に障害のある方が区から届く書類を判別できるようにするため、封筒に音声コードを印字し、スマートフォンなどで送付物の内容を音声やテキストデータで確認できるようにしています。

以上のことから、本町でも視覚障害者や文字が読みづらい方々が情報を得やすくするために、まずは町から町民へ送付される公的な通知について、音声コードの普及を早急に進めるべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年8月末現在、町内の身体障害者手帳交付者のうち、視覚に障害をお持ちの方は59人となっております。このうち8人が独居在宅者で、一部の方は障害福祉サービス、もしくは介護福祉サービスを利用しております。

本町では、視覚障害者の方に対し、補装具費支給制度で安全杖などの補装具を支給しているほか、日常生活用具等給付事業で情報・通信支援用具などを給付するなどし、日常生活の便宜を図っています。また、町ホームページについても、高齢の方や障害をお持ちの方に配慮し、音声読み上げ機能を付与するとともに、文字の大きさや背景色を変えられるよう、誰もが利用しやすいアクセシブルなホームページに令和元年度にリニューアルしているところです。

こうした取組状況の下、これまでのところ、視覚に障害をお持ちの方からは新たな支援の要望は寄せられていない状況ですが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に鑑み、視覚の障害をお持ちの方のうち、情報取得や利用により困難性が高い独居在宅者については、支援の充実が必要ではないかと認識しているところです。

そのため、ご本人の意向を確認した上で、かつ、役場職員がご本人の障害に関する情報を共有することをご理解いただける前提で、議員ご提案の音声コード付きの印刷物について、外部委託していない、役場で印刷できる配布物のうち、可能なものから対応していくよう、今後検討してまいりたいと存じます。

なお、音声コード付きの印刷物の音声情報取得には、議員ご説明のとおり、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」やスマートフォンのアプリが必要となりますが、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」は、日常生活用具等給付事業により、視覚障害者2級以上の方に一部自己負担により給付されるとともに、スマートフォンアプリのインストールは無料で行うことができる仕組みとなっておりますので、実施する段階に至った場合は、周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時54分）

---

（午前11時04分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

それでは、長谷川幸子君、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 続きまして、申告相談の予約制について質問いたします。

現在、申告相談の当日に番号札の交付がされています。そのため、早朝から会場の前に長蛇の列ができることがあります。あまりの人数に、せっかく並んだのに番号札を取ることができなかつたり、寒さを感じる時期で、高齢者の方には酷ではないかと思われる状況です。

町では、早朝総合健診や新型コロナウイルス予防接種の予約受付のノウハウがあるので、それを申告相談の予約に生かせないものかと考え、一般質問することにしておりましたが、大変うれしいことに、本定例会の一般会計補正予算において、税申告相談予約システム管理料業務委託料が計上され、その説明を受けたところでもあります。

そこで、質問ですが、この予約システムが変わるということと、その内容を、町民への周知はいつから行われますでしょうか、そして実施は何年の申告相談からになるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 長谷川君、今の最後のほうは通告にありませんので。（「はい、失礼いたしました」の声あり）いいですか。（「そうすると……」の声あり）いいですか。（「はい。質問……」の声あり）うん、終わってください。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまご説明があり、また、質問趣意書で受けております質問に対する答弁をいたします。

例年、町県民税の申告相談の受付は、整理券配布による順番制としており、議員ご指摘のとおり、相談日当日の早朝、整理券配布時間の開始前から、開場前に大勢の方が並べられます。特に、昨年度の申告相談において、3月に入ってから申告期間中は指定の割当日以外の方も多数来場され、後列に並べられた一部の方が整理券を取れなかったことが数日続くなど、大変混雑いたしました。ご不便をおかけした方々におわびを申し上げます。

今年度の申告相談に向けた改善策としては、申告者の方々が朝早くから並ぶ必要がないよう、受付整理券の配布をやめ、新型コロナウイルス予防接種の予約受付の方法と同様、希望する相談日時をあらかじめインターネットや電話で受付する事前予約制を導入し、利便性の向上を図りたいと考えております。

なお、予約システムの運用に伴う費用につきましては、先ほど議員ご紹介のとおり、本定例会に

補正予算を計上しておりますので、ご審議につきよろしくお願ひ申し上げます。

また、会場での相談時間短縮のため、事前に申告資料を整理、集計した上で相談にお越しいただくこと、また行政区ごとに指定された相談日にできる限りご予約いただきたいこと、パソコンやスマートフォンによるe-Taxの利便性について、改めて広報や町ホームページなどで周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。